

群馬県後期高齢者医療広域連合関係市町村負担金規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 3 0 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 松浦 幸雄

群馬県後期高齢者医療広域連合規則第4号

群馬県後期高齢者医療広域連合関係市町村負担金規則の一部を改正する規則

群馬県後期高齢者医療広域連合関係市町村負担金規則（平成19年広域連合規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「共通経費にかかる」を削る。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条に次のただし書を加え、同条を第6条とする。

ただし、前条第3項の規定により前条第2項の納期以外に納期を定めたとき、又は広域連合長が必要と認めるときはこの限りでない。

第3条を削る。

第2条中「負担金」を「前条第1号に掲げる共通経費の負担金」に改め、「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するもの」を削り、次の2項を加える。

2 前条第2号から第4号に掲げる負担金の額は、規約別表第3に基づき算定するものとする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。

第2条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

（精算）

第4条 負担金の精算は、当該年度の実績の確定により翌年度において行うものとする。ただし、広域連合長が認めた場合は、当該年度の特定した時点における実績に基づき、一部を精算するものとする。

2 前項本文に規定により精算を行う場合において、減額の場合は翌年度の負担金から差し引くこととし、増額の場合は翌年度の負担金に加えて行う。ただし、減額する額が翌年度の負担金を超過する場合は、当該超過額を翌年度に還付するものとする。

（負担金の納付及び納期）

第5条 第3条の規定により算定した関係市町村の負担金の納付は、広域連合長が発行する納入通知書により行うものとする。

2 負担金の納期及び納付期限は別表に定めるところによる。ただし、納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その直前の土曜日、日曜日、同法

に規定する休日でない日を納付期限とする。

3 広域連合長が必要と認めるときは、前項の納付期限を変更し、又は前項の納期以外に納期を定めるものとする。

第1条の次に次の1条を加える

(負担金の種類)

第2条 負担金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 共通経費の負担金
- (2) 医療給付に要する経費の負担金
- (3) 保険料等負担金
- (4) 保険基盤安定負担金

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第5条関係)

(1) 共通経費の負担金

第1期 4月末日

第2期 6月末日

第3期 9月末日

第4期 11月末日

(2) 医療給付に要する経費の負担金

第1期 5月10日

第2期 7月5日

第3期 9月5日

第4期 1月6日

(3) 保険料等負担金

第1期 5月20日

第2期 7月20日

第3期 9月20日

第4期 11月20日

第5期 1月20日

第6期 3月10日

第7期 4月20日

(4) 保険基盤安定負担金

第1期 12月10日

第2期 3月10日

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。